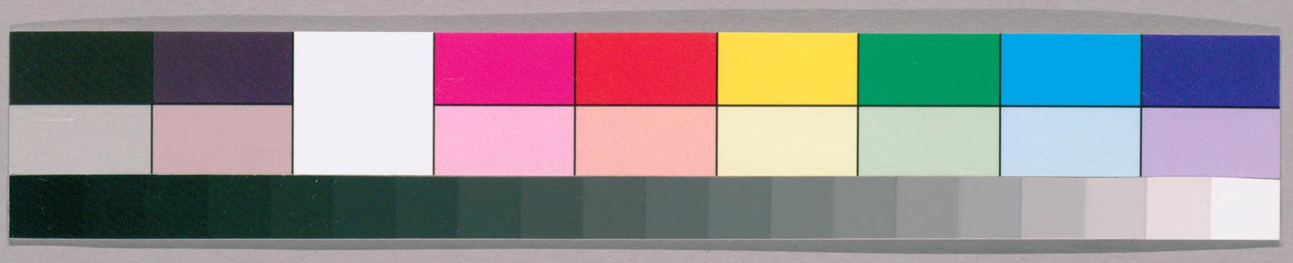

805
1

書上雛

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

書上帳

廿ノ廿三第一棚

享保十三申年

805
1

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

東京都立図書館

舊藏圖書

享保十二年申年

[illegible]

[illegible]

一番

一金壹拾俵

右之[illegible]相渡申[illegible]

[illegible]

申二月廿一日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

覚

一番 長勝 左勝 金子 七百六十俵 内

一七百六十俵 但別残金百六十俵

湯谷 能登 長吉 上ケ札 内

一百五十俵

但別残六十俵

一番 長勝 左勝 金子 七百六十俵 内

安部 幸平

一百五十俵 但別残百俵 内

一番 南東 前頭 音羽山 金子 六百四十俵 内

一五百俵

但別残百俵 内

一番 東 前頭 小源 福寿 金子 六百四十俵 内

一五百俵

但別残百俵 内

一番 東 前頭 大ノ浦 幸吉 金子 六百四十俵 内

一五百俵

但別残百俵 内

一番 東 前頭 松葉 七作 金子 六百四十俵 内

一五百俵

但別残百俵 内

一番 東 前頭 櫻川 八蔵 金子 六百四十俵 内

一五百俵

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

[illegible]
一金二百八拾六俵余
[illegible]
一金百六拾五俵
但別残り拾六俵[illegible]
[illegible]
[illegible]
一金二百俵
但別残弐百俵[illegible]

小帝敬白
[illegible]
[illegible]
[illegible]
小帝[illegible]
[illegible]
[illegible]

内蔵寮
沸石参拾五瓩代別銭
一弐百伍拾伍銭
澁井
杉本甲斐命之代
一三百伍拾
内蔵寮石綿参拾五瓩
代百弐拾五銭別銭
一弐百弐拾伍
澁井
杉本甲斐命之代
一三百伍拾
伹別銭百弐拾伍銭
日建令製薬所之紀
河原八束彦
一三百伍拾
伹別銭百弐拾伍銭
日建令製薬所之紀
河野勇吉
一三百伍拾
澁井
杉本甲斐命之代
一三百伍拾
伹別銭百弐拾伍銭
日建令製薬所之紀
河原八束彦
一三百伍拾
澁井
杉本甲斐命之代
一三百伍拾
伹別銭百弐拾伍銭
日建令製薬所之紀
河野勇吉
一三百伍拾
別
平岡国之代別銭
一弐百九拾弐銭参
皇朝之事所
少令次官之代
一二百五拾伍
伹別銭弐拾五

一弐百弐拾九俵
但別残り八俵
一弐百俵

一弐百俵
但別残り弐百俵

一弐百俵

一百九拾弐俵

御蔵奉行
小川伊兵衛

一弐百俵

御蔵奉行
加藤小兵衛

御蔵奉行
河野三十郎

御蔵奉行
篠本喜兵衛

一弐百俵
但別残り弐百俵

一弐百俵

御蔵奉行
成瀬善四郎

一百九拾弐俵
但別残り弐俵

一百九拾七俵
但別残り弐俵

小普請御蔵奉行
石黒孫助

小普請御蔵奉行
梅村権之助

一弐百俵

小普請御蔵奉行
松井安助

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

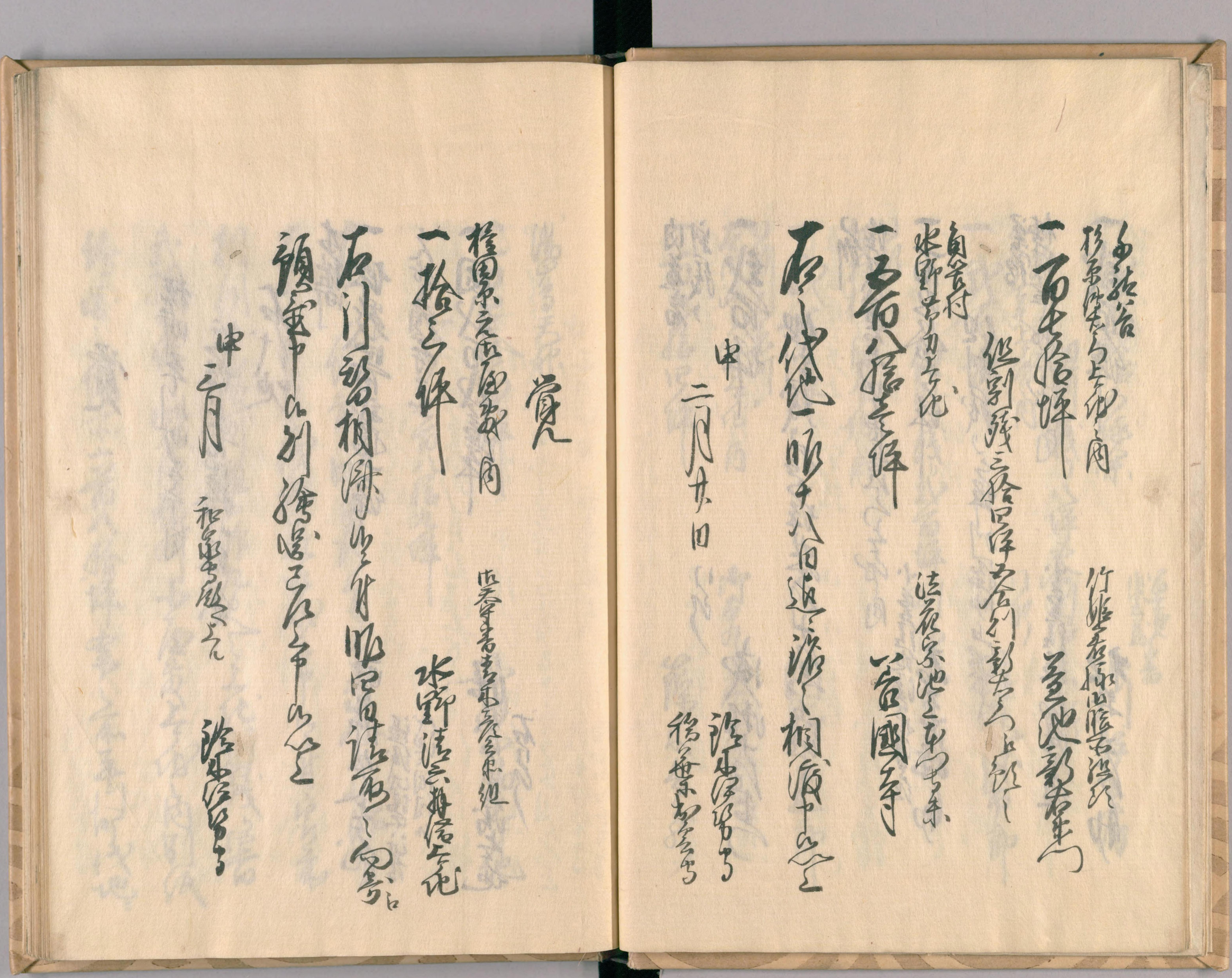

覚

糀所年門町三丁目
弐拾七番屋敷
弐拾八番
一地

一畑弐畝弐歩七厘
内弐畝歩年貢地

一同弐畝歩

醤油屋人七代
漉紙問屋仲間
代地ニ相成ル

漉屋宗兵衛地

一金弐百弐拾弐両
内
金七百両
金九百両
金弐百両
金弐百両
午九月
和文定書弐通ニ而申渡ス
右ハ御勘定吟味役ゟ申ニ付
相渡ス
午十月
同文定書弐通ニ而申渡ス
右ハ御勘定吟味役ゟ申ニ付
相渡ス
同十月十八日
同文定書弐通ニ而申渡ス
右ハ御勘定吟味役ゟ申ニ付
相渡ス
未九月十八日
同文定書弐通ニ而申渡ス
右ハ御勘定吟味役ゟ申ニ付
相渡ス

一金弐百弐拾弐両
内
金七百両
金九百両
金弐百両
金弐百両
午九月
和文定書弐通ニ而申渡ス
右ハ御勘定吟味役ゟ申ニ付
相渡ス
午十月
同文定書弐通ニ而申渡ス
右ハ御勘定吟味役ゟ申ニ付
相渡ス
同十月十八日
同文定書弐通ニ而申渡ス
右ハ御勘定吟味役ゟ申ニ付
相渡ス
未九月十八日
同文定書弐通ニ而申渡ス
右ハ御勘定吟味役ゟ申ニ付
相渡ス

三月

覚

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

一百紙　　半切二分ノ一ニ折ル
　　　　　　紙ノ目ヲ横ニ折ル

一　本数九本
右種本ヲ座敷ヲ通ニ
天龍ヲ水ヲ清ク
二月十七日　　

和歌ヲ献ス
二月十七日
日長ヲ
和歌ヲ詠ム
　　　　　　藤種春
　　　　　　従五位下
　　　　　　侍従兼
　　　　　　大和守
　　　　　　源朝臣
　　　　　　書判

昆布ヲ和歌ヲ献ス
ル事如ク前ノ
一　本数根元ヲ枝葉ヲ高サ
ヲ枝ニ接ヲ中ヲ折ル
　　　　　　長サ
　　　　　　七寸ヲ程ヲ
　　　　　　ニ本
　　　　　　ヲ程ヲ
　　　　　　ニ本
　　　　　　ヲ程ヲ
　　　　　　ニ本
　　　　　　

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

右之通法華寺村外弐ヶ村
役人共より差出候書上帳
幷差添絵図面壱枚
当寺へ預り置候処
実正之旨奉申上候
以上

三月廿一日　山崎庄兵衛
　　渡辺清左衛門

中之庄村外弐ヶ村
御用掛
御役所

右書上帳幷絵図面壱枚
当寺へ預り置候処
清左衛門殿
安兵衛殿
御用ニ付
御役所へ
差出候間
請取書
相渡し
可申候
以上

八年　寺社
三月廿一日　奉行所

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1
ガラス使用

中山

右御所御造営式の節、高札
掛け候間、此の度仰せ出され
候御条目、国郡里村末々に
至る迄、洩れなく申し聞かせ
候様、御勘定奉行より仰せ渡
され候間、此の段申し渡し候。

寛政三年亥九月

御勘定奉行

一枚
一枚
一枚

一枚

一百貫

右之種米結納或ハ
残或ハ御本渡中
之内

上野屋長兵衛
前之通リ

一金百八拾八俵
東西新発田藩小雪領屋敷
一百八拾俵 行
吉川殿御家内
加納利左衛門

一八拾九俵
吉山新発田藩
上ケ地

一百俵
米坂今井所
谷内宗左衛門
一八拾七俵

掌領大倉所
武生吉ノ左衛

一百俵
吉山貞八所来
遠藤又左衛

一百俵
湯谷稲葉丹後守
上ケ地別邸ノ内

一金百二拾俵

勇作事人形町住居
早川保吉

東西新発田藩小雪領屋敷
一百八拾俵 行
吉川殿御家内
加納利左衛門

一八拾九俵
吉山新発田藩
上ケ地

一百俵
米坂今井所
谷内宗左衛門
一八拾七俵

行跡者御徒
安達喜一郎

日光院御住職
栗本忠

谷跡新書
山梨五三郎

勇作事人形町住居
早川保吉

御小人目付
藤澤平太夫

一金百俵
湯谷稲葉丹後守
上ケ地別邸ノ内

一百俵
吉山貞八所来
遠藤又左衛

一百俵
掌領大倉所
武生吉ノ左衛

勇作事書ニ
福島弥一郎

御方医師
大野雲平

蓮浄院殿中人
坂次平六
本籍
平民
浅草
浅草寺

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

賞

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

百五拾俵
納三百五拾六俵余
差引百三拾六俵出ル
右之通御石引被仰渡之
出ル米俵
一米百石請負人積ル
三拾俵
納三拾俵ニ俵ニ付余
差引米納ル積ル

一米百石請負人積ル
百五拾俵
納百五拾俵余
差引米納ル積ル

一米百石請負人積ル
百五拾俵
納百五拾俵余
差引米納ル積ル

右之通御石引被仰渡之
出ル米俵

一米百石請負人積ル
三拾俵
納三拾俵ニ俵ニ付余
差引米納ル積ル

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1
ガラス使用

一小角乙

三月十九日付書面ニ而
其谷渡ノ
半迄ニ而ハ渡ニ而
事当面ニ而半月切ニ
貰

一其谷ノ半迄渡ニ而
事当面ニ而半月切ニ
渕枠八ヶ所

内弐ヶ所ハ度数増出来
石渕枠ニ而 ㊞ 弐度数増
枠

一其前ニ而渕枠ニ
中九ヶ所ハ堪ル
長数ニ而

渡ニ而
拾八ヶ所ハ普請
仕候ニ而普請ニ
今ノ様ニ而ハ
ニ而渕枠ニ
石渕ニ而ハ年過場所
車ニ
一年 一車ニ而
代銭弐八ヶ
石渕ニ而ハ年過場所
車ニ
一年 一車ニ而
代銭弐八ヶ

渡ニ而
拾八ヶ所ハ普請
仕候ニ而普請ニ
今ノ様ニ而ハ
ニ而渕枠ニ
石渕ニ而ハ年過場所
車ニ
一年 一車ニ而
代銭弐八ヶ

先達而ハ細合ニ而渡
仕候ニ而ハ
渡ニ而ハ
ニ而
ハ
三月

[illegible]
一金弐百九拾弐円弐拾七銭
内
金七百円
金九百円
金弐百円
金弐百弐拾円
金弐百弐拾七銭

未ノ九月分ヨリ酉ノ正月迄
金三百弐百円
右ハ弐百弐拾七銭ノ外
未九月分ヨリ
酉十月分迄
金弐百円
酉十一月分ヨリ
戌二月分迄
金弐百円
申三月分ヨリ
酉六月分迄

当座借入弐千弐百弐拾七銭ハ当申七月廿四日ニ
十四日迄ニ返済可致約定ニ御座候処
御用繁ニ取紛レ残金弐百九拾弐円弐拾七銭
ハ来ル十八日迄ニ返済可仕候間
何卒御猶予被成下度
此段御願申上候

以上

酉六月

東山梅次郎
相葉弥吉

松平左近将監様
御家来
[illegible]
酉六月廿六日

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

和歌森門
一弐ノ七百弐拾弐
建家弐百九拾坪
内
一弐ノ七百弐拾弐
九拾坪ヲ松屋安
右松屋安上ヶ屋安
請取ニ早合按津
綾喜婦屋ヲ以建家
別紙証書之通
申ノ年ノ月ノ日
神子
和歌森門
松平松屋安
一弐ノ七百弐拾弐
和歌森門
松平松屋安上ヶ屋安

申ノ年ノ月ノ日
証人
神子
和歌森門
松平松屋安上ヶ屋安
証人

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1
ガラス使用

建水訓書体

内出版建水訓書体

九指体ニ拠ル建水訓書体

右版権ヲ専有ス

版権所有

建水訓書体

申六月廿八日 東遷之厳令被仰渡候ニ付 我共家内 松平左近将監殿江御上屋敷共 建具共悉ク相渡シ

一門扉 但 弐枚

一戸 但 弐枚

一障子 但 弐枚

一襖 但 弐枚

一腰障子 弐枚

一窓 弐

一格子 但 弐枚

右之通 相渡シ申候 以上

申七月 八兵衛

先達而申入候通 兵共家内 悉ク相渡シ申候 然ル上ハ 一生之内 御用之儀 有之候ハヽ 何時ニ而も 御呼出シ 御座候ハヽ 早速 罷出 可申候 為後日 仍而如件

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

申二月六位藤原朝臣安子薨

二月

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

永當　　覺

一三ヶ日精進の事

右公門當主死去の節
諸寺へ為報四宮家
より申し越

六月十八日　德渡寺殿

覺

諸寺相濟むこと

去る十二月廿三日公儀
加賀宰相殿へ
御渡宮之地

諸寺相濟むこと

右公門當主死去の節
諸寺へ為報四宮家
より申し越

六月十八日　德渡寺殿

覺

一三ヶ日精進の事

内證ニ而精進之事

右公儀へ御小普請之儀
御願申候則建家附
屋敷之儀ニ付別紙
之通

六月晦日　　諸寺相濟むこと

為先年之法用覺書

一三ヶ日精進之事

内證ニ而精進之事

右公儀へ御小普請之儀
御願申候則建家附
屋敷之儀ニ付別紙
之通

六月晦日　　諸寺相濟むこと

国立国会図書館　　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1　　ガラス使用

別紙手書之通
申渡候事

申七月

右之通申七月十四日當番
御用人迄申渡候間可被
相心得候事

一
八月
一我信牌

右之通申七月十四日當番
御用人迄申渡候間可被
相心得候事

小姓組
河内守
組之者

一
九月
一我信牌

右之通申七月十四日當番
御用人迄申渡候間可被
相心得候事

小姓組
河内守
組之者

一
十月
一我信牌

右之通申七月十四日當番
御用人迄申渡候間可被
相心得候事

小姓組
河内守
組之者

一
十一月
一我信牌

右之通申七月十四日當番
御用人迄申渡候間可被
相心得候事

小姓組
河内守
組之者

一
十二月
一我信牌

右之通申七月十四日當番
御用人迄申渡候間可被
相心得候事

小姓組
河内守
組之者

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

申七月廿九日 [illegible]

[illegible]

申七月廿九日 [illegible]

[illegible]

稲葉出雲守

[illegible]

[illegible]

[illegible]

申八月

申十九日和歌山藩士
書面之通之事有之候間
和田倉御濠端人用捨

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

十一月分給与金

九月十九日

山形県知事 永井柳太郎 殿

清瀬善平事中立会別紙添付 株券積り

書上候也

一 親元ヨリ預リ株券

一 書換済ノ際

一 昭和参年参月拾日附ヲ以テ御通達

本年分ノ営業収益税ニ関スル調書

営業ノ為メ本年度第弐期ニ於ケル

決算ノ上ハ

九月

右ノ通リ

松尾通報所長殿

村上文義

月末現在株券表添書

一 六株

株券ノ内

一 六株

右之畑方壱反歩
絵図面之通
申十月十八日

諸向御役所

覚

一書面新屋敷御年貢地

壱石弐斗
渡門一名前
和尚大七師

弐石壱斗
渡門一名前
光勝寺
門番

弐石壱斗
渡門一名前
光勝寺
門番

弐石壱斗
渡門一名前
光勝寺
門番

八指七伴

東和六年九月廿五日

東京府荏原郡上大崎

小川喜平

五伴

東京府荏原郡上大崎

林清尾

七指五伴

東和六年九月廿五日

東京府荏原郡上大崎

栗本勘吉

六指伴

東和六年九月廿五日

東京府荏原郡上大崎

尾澤市吉

五指三伴

東和六年九月廿五日

東京府荏原郡上大崎

駒井新吉

四指伴

東和六年九月廿五日

東京府荏原郡上大崎

金井民助

三指伴

東和六年九月廿五日

東京府荏原郡上大崎

久保田勘吉

二指伴

東和六年九月廿五日

東京府荏原郡上大崎

上田久治郎

五指伴

東和六年九月廿五日

東京府荏原郡上大崎

沢井多吉

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

九拾弐

深谷福太郎殿より之地割残之内

弐百拾弐

当鶴中町惣百姓より之地

七拾弐

当鶴西町中村弥七郎殿割残

百弐

并横近和泉殿御寺前之地

八拾弐畝

返却之節下書

飯塚伊兵衛

蓮座院殿西屋敷御内

山本弥右衛門

吉田吉兵衛

秋山九左衛門

奥沢吉兵衛

村田長左衛門

関口清兵衛

神方助之丞

酒井左衛門

沼田之内之内

小川善兵衛

四拾八弐

当鶴之西御寺前之地

三拾七弐

与次兵衛門前之畑并

七拾弐

檜物町東側之内

借受之節下書

善兵衛

吉田吉兵衛殿

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

[illegible]
石川伴
[illegible]
[illegible]
[illegible]

申十月廿日　[illegible]
[illegible]
[illegible]

澁井信濃守ヨリ申来ル一昨日中渡ス一昨日之返ス之

十一月九日

土井大炊頭家来ヲ以和泉守水道橋ノ向屋敷ヲ澁井信濃守ヨリ請取今日ヨリ引渡ス之

十一月五日

澁井信濃守ヨリ申来ル一昨日中渡ス一昨日之返ス之

十一月九日

土井大炊頭家来ヲ以和泉守水道橋ノ向屋敷ヲ澁井信濃守ヨリ請取今日ヨリ引渡ス之

十一月五日

申年帝鑑澁井淡路守用金借入ノ一件

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

此渡代銀九拾六匁
右ハ七月十九日限急度渡之申ス
一證
此渡代銀百六拾匁
右ハ平六月朔日限急度渡之申ス
一金六百匁ニ付銀拾匁宛之
右ハ入用金ハ何程ニ而も申上ル
ニ付
申十二月

但シ家賃ニ而請取ル

春助

今助

栗飛第弁出入用
雷動寺和尚ニ

覚

一金壱両ニ付銀八匁
但シ壱両ニ八

今助

諸事万端
稲葉家ニ而云々

諸事万端

右定ニ而飛脚賃和泉屋
当春勇九郎養子縁組
ニ而下り候節
東海道之内ニ而請取
申候

玄

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

805
1

国立国会図書館　　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『書上帳』　請求記号 805-1

ガラス使用

805
1

国立国会図書館　タイトル『書上帳』 請求記号 805-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『書上帳』請求記号 805-1

ガラス使用